青森りんご植栽150周年タイアップ企画実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本県でりんごの栽培が始まってから150周年の記念すべき節目となる令和7年を「青森りんご植栽150周年」として位置づけ、青森りんごの魅力を県内外に発信するため、県、市町村、民間事業者等が、青森りんご150周年記念事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)と連携して実施する記念企画(以下「タイアップ企画」という。)の開催に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 タイアップ企画の実施主体は、県、市町村、企業(会社、商店・飲食店等)、 学校、各種団体(生産者団体、各種実行委員会、自治会等)、その他実行委員会委員 長が必要と認める者とする。

(要件)

- 第3条 タイアップ企画は、次の各号の要件をすべて満たす企画とする。
 - (1) アからウまでのいずれかに該当するものであること。
 - ア 青森りんごのPRに資するイベント・催し
 - (例) 150周年を記念したイベント、物産展、旅行商品等
 - イ 青森りんご及び青森りんごを原材料の一部に使用する食品や加工品並びに青森りんごのPRに資する商品の販売・提供
 - (例) 青森りんごを使用したジュースのラベル、記念メニュー、包装資材、 各種記念グッズ 等
 - ウ 青森りんごのPRに資するサービスの提供 (例) 150周年の特集記事、動画制作等
 - (2) 公序良俗に反するおそれがないものであること。
 - (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としないものであること。
 - (4) 実施主体が次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。)でないこと。
 - イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 2条第2号に規定する暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつこれ らの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会委員長がタイアップ企画として適当ではないと認めるものでないこと。

(実施期間)

第4条 タイアップ企画の実施期間は、令和6年12月24日から令和8年3月31日 までとする。

(登録)

- 第5条 タイアップ企画として登録を希望する者は、次の書類を実行委員会に提出するものとする。
 - (1) 青森りんご植栽150周年タイアップ企画登録申請書(別記様式)
 - (2) 実行委員会委員長が必要と認める書類
- 2 実行委員会委員長は、前項の申請書を審査し、登録の可否を通知するものとする。
- 3 実行委員会委員長は、必要に応じ、前項の登録に条件を付すことができる。

(タイアップ企画であることの表示)

- 第6条 実施主体は、タイアップ企画の実施にあたり、青森りんご植栽150周年の 取組であることについて、その旨のイベント名への表示、商品や包装へ150周年 記念ロゴマークの印刷など、広く伝わりやすい方法により表示しなければならない。
- 2 前項のロゴマークの使用にあたっては、青森県が別に定めるロゴマーク使用許諾 要領を遵守しなければならない。

(情報発信)

第7条 実行委員会委員長は、タイアップ企画について、SNSへの掲載やイベント 等の機会を活用して広く情報発信を行うものとする。

(登録の取消)

- 第8条 実行委員会委員長は、タイアップ企画が次の各号のいずれかに該当する と認めるときは、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 実施主体が廃業又は休止した場合
 - (2) 第3条の要件に該当しなくなった場合
 - (3) 登録手続及び内容に虚偽又は不正があった場合
 - (4) 実行委員会委員長が特に取消しが適当と認める場合

(補則)

第9条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は別途実行委員会が定める。

附則

この要綱は、令和6年12月24日から施行する。